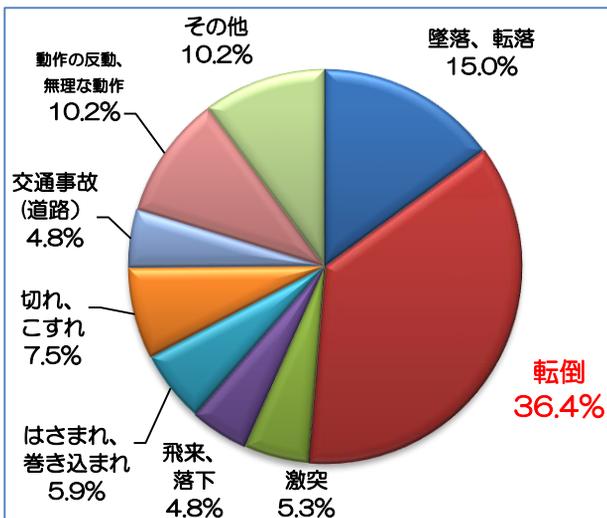




平成30年労働災害発生状況について

業種 (13次防重点業種)	発生年	平成30年9月末		
	平成29年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業	294(0)	187(3)	-6	-3.1%
製造業	73	50	+1	2.0%
建設業	30	20(2)	+2	11.1%
土木工事業	11	9(1)	+2	28.6%
建築工事業	16	7	-3	-30.0%
その他建設業	3	4(1)	+3	300.0%
陸上貨物運送事業	49	23	-16	-41.0%
小売業	28	17	-2	-10.5%
社会福祉施設	24	29	+19	190.0%

【災害の傾向（事故の型別）】



職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請（宮城労働局）

宮城労働局管内における本年の労働災害による死亡者数については、9月20日時点で既に18人になり、昨年同時期を9人上回り、かつ、昨年1年間の死亡者数（17人）を超えて、極めて憂慮すべき状況となっています。

また、平成30年1月からの労働災害による休業4日以上死傷者数についても、8月末時点で前年同月と比べて201人増（+14.7%）と大幅に増加しています。

このため、関係業界団体及び公共工事の発注機関あてに「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を行いました。

《死亡災害が増加している業種での取り組みポイント》

建設業

- 高所からの墜落によるもの（2人）
- 移動式クレーンで敷鉄板の積み込み作業中に敷鉄板に激突されたもの（1人）
- トラクターショベルの転倒によるもの（1人）
- 事務所と現場の移動中の交通事故（1人）

- 高所作業における作業床の設置、安全带（墜落制止用器具）の着実な使用などの墜落・転落防止対策
- 建設重機の種類に応じた資格者の配置
- 建設重機を使用する場合における接触防止措置、誘導者の配置等の適正な作業計画の作成と、これに基づく作業の実施
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

陸上貨物運送事業

- アクセルの踏み誤りにより、駐車場の車両に激突したものの（1人）
- 乗用車で車両を引き取りに向かう途中の交通事故によるもの（1人）
- 配達後に道路上で交通事故に遭ったもの（1人）

- KY等による作業における安全確認の徹底
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

製造業

- フォークリフトの用途外使用により転倒によるもの（1人）
- 天井クレーンで鉄板を移動中に鉄板に激突されたもの（1人）

- フォークリフト使用時の適正な作業計画の策定と、これに基づく安全作業の実施
- 危険有害作業に応じた免許所持者、技能講習修了者等、適正な作業者の配置及び危険有害業務従事者への安全衛生教育の実施

林業

- 伐木作業中に激突されたもの（1人）

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全対策に関するガイドライン」に基づく対策の実施

宮城県最低賃金《改定のお知らせ》

平成30年10月1日から変わりました

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が右記のとおり改定されました。

時間額 **798**円



最低賃金の計算には、（１）精皆勤手当、（２）通勤手当、（３）家族手当、（４）賞与等、（５）時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※詳しくは、宮城労働局労働基準部賃金室（022-299-8841）又は当署監督課に確認してください。

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

各企業において、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。

平成31年
4月

11月

◆来月は「過労死等防止啓発月間」◆

＝労働基準法が改正されます＝

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年**※5日**、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

詳細については、厚生労働省のホームページ「働き方改革の実現に向けて」をご覧ください。

※計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

事業者の皆さんは・・・

労働者の方々が相談しやすい環境づくりが必要です。

労働者の皆さんは・・・

心身の不調に気づいたら、周囲の人や専門家に相談を。

労働条件や健康管理に関する相談窓口

◆労働条件に関するご相談

労働条件相談ホットライン TEL：[0120-811-610](tel:0120-811-610)（フリーダイヤル）

受付時間：平日17:00～22:00 / 土・日9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

◆職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談

こころの耳電話相談 TEL：[0120-565-455](tel:0120-565-455)（フリーダイヤル）

受付時間：月・火17:00～22:00 / 土・日10:00～16:00（祝日・年末年始は除く）

二次健康診断等給付制度をご活用ください

二次健康診断等給付とは、労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断において、**脳・心臓疾患に関連する一定の項目**（血圧検査・血中脂質検査・血糖検査・腹囲の検査またはBMIの測定）に異常所見がある場合に、**無料で精密検査や保健指導が受けられる**労災保険給付です。

脳・心臓疾患の予防のため、積極的な活用をお願いします。

※詳しくは・・・

二次健康診断

検索

労基署は「転ばぬ先の杖」ご不明な点や悩みごとがあればお気軽に御相談ください。

労働時間・残業代・労働条件関係は「監督課」、労働災害防止・健康確保対策関係は「安全衛生課」、労働保険料・労災保険関係は「労災課」が窓口となります。TEL:0229-22-2112